企画競争実施の公示

令和６年３月１４日

支出負担行為担当官　札幌開発建設部長　小林　幹男

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．業務概要

⑴業 務 名

札幌開発建設部用地取得等のための不動産鑑定評価業務　（単価契約）

⑵業務内容

札幌開発建設部が用地取得等のために必要となる⑷に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務。

⑶履行期間

令和６年４月２４日から令和７年３月２１日まで

⑷評価対象地域

依頼する業務の評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。

《治水、道路、農業及び空港整備事業》

【地域区分】

①石狩管内（札幌市、江別市、石狩市、千歳市、北広島市、恵庭市及び石狩郡新篠津村など）

②空知管内（岩見沢市、美唄市、滝川市、深川市、夕張郡長沼町、空知郡南幌町など）

③胆振管内（苫小牧市）

※意見書は、①～③の管内全域を対象とする。

２．企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

⑴予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

⑵令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

⑷企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「企画競争実施に係る説明書」参照）。

(5)企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。

(6)不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

(7)業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第４０条に規定する懲戒処分を受けていないこと。

(8)企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第４１条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。

(9)平成２６年度以降公示日までに一件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。

(10)北海道内に本店又は支店等営業所が存すること。

(11)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．特定するための評価基準

(1)地価公示標準地の評価等に関する実績

(2)地価調査基準地の評価等に関する実績

(3)鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績　等

(4)業務実施方針

評価対象地域の地価動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施　等

(5)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

４．手続等

(1)担当部局

〒０６０－８５０６　札幌市中央区北２条西１９丁目

北海道開発局　札幌開発建設部　契約企画課　調達スタッフ

電　話：０１１－６１１－０２６９

電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で交付を行う。

①郵送の場合：上記(1)に申し出ること。

②窓口での交付：令和６年３月１４日から令和６年３月２５日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。なお、説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

⑶企画提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和６年３月２５日１２時００分まで

②提出場所：⑴に同じ。

③提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）、若しくは電子メールによること。

５．その他

⑴手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。

⑶企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

⑷企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

⑸提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

⑹特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

⑺提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

⑻その他の詳細は説明書による。